

高齢者虐待防止のための指針

公益財団法人仁泉会
あぶくま訪問看護ステーション

1. 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するために本指針を策定し、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を与えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるかどうかを問わず、行うべきサービスの提供を放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は、利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用すること。本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る担当者の設置

(1) 事業所は、虐待の防止及び早期発見のため、教育委員会内に虐待防止検討委員会を設置する。

(2) 虐待防止検討委員会の委員長は教育委員会委員長が務める。

(3) 教育委員会の委員長及び委員は、管理者が任命した者とする。

(4) 虐待防止検討委員会は年1回以上、委員長の招集により開催する。

(5) 虐待防止検討委員会の検討事項は次のとおりとする。

ア 虐待防止検討委員会の組織に関すること。

イ 虐待防止のための指針整備に関すること。

ウ 虐待防止のための職員研修に関すること。

エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告できる体制の検討に関すること。

オ 職員が虐待を把握した場合、自治体等関係機関への通報が迅速かつ適切に行われるための手順に関すること。

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

キ 前号の再発防止策を講じた際の、振り返りや評価に関すること。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修は、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、入職者には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の資料・内容・概要・出席者等を記録し、5年間保存を行う。

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合、速やかに自治体等関係機関への報告を行うとともに、その要因の速やかな解決に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合、役職等の如何に問わず、速やかに法人事務局への報告を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合、自治体等関係機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先させる。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待等の通報を受けた場合、本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合、関係機関等に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (4) 虐待が発生した場合の対応については、自治体における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、自治体窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等の相談に関する事項

- (1) 虐待等の相談については、苦情相談窓口の受付担当者が内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は 「6 虐待等が発生した場合の相談報告体制」によるものとする。
- (4) 対応の結果については、必ず相談者に報告を行う。

9 利用者に対する指針の閲覧

利用者及びそのご家族、働く職員等が本指針について閲覧できるよう、ホームページへの掲載を行う。

10 その他虐待防止推進のための必要事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。